

ノ事ナリ

二本日ニ到リ更ニ細部ニ涉ル註文大トナリ特ニ宿舎内ノ裝備等
 ニテ當初ノ言明ト違背セル要求ヲ平氣ニナスニ至レリ
 三連絡委員中左ノ諸氏ハ一時連絡其ノ他ノ要務ニヨリ大ニ原廳
 ニ帰投セリ

松下内政部長 沼田副参事官 井根海軍中佐 安信陸軍
 中佐 中尾副参事官 太田海軍少佐 其ノ他數名

四本日進進駐ニ伴ヒ生シル事故ノ主ナルモノ

ハ高須郵便向(向員不在)ニ侵入シ二万二千円持出ス

ハ空屋民家ヨリ私有品ヲ擄出サントスル事ヲ所ヲ米軍憲

兵ニ發見捕心

ハ保安隊員一名米軍兵ニヒストルヲ突キ付ケラレ所持スル拳銃

ヲ擄奪セラレ

九月七日

一米軍進駐ニ伴ヒ全員避退シアリタル高須古江及至トシテ婦女
 子避退シアリテ麻屋住民ハ少數ナラ帰宅シマアリ

二大村沖ニ墜亡セル米軍飛行機搭乗員ノ処置ニ關シ再三
 交渉セルモノ其ノ儘ナル回答ノミニテ誠意ナシ

三各宿舎裝具調度品等ノ要求極メテ増大シマアリ今ノ処極ネ
 之カ要求ヲ滿シマアルモ此状態ニテ更ニ増大スルトキハ要求ニ應
 レ難キ現状ナリ

一方勞務ノ要求モ増大シ且前日突如要求スルコト多キヲ以テ餘裕
 ナシテ要求スルコトヲ申入レ先方モ本件承認セリ

四本日進ニ麻屋地区ニ帰投セル係虜凡ソ四〇名程度アリ米側ハ
 麻屋駐ニ憲兵ヲ派シ之ガ收容ニ當リマアリ

九月八日

九月八月

一 治安

古江高須方面及麻屋方面住民ノ帰宅スル者漸次増加シ米軍トノ事故發生モナシ

二 打合

左記事項ニ関シ委員會ヲ開催概ネ次ノ如ク方針並ニ具體的実行方法ヲ決定ス

(A) 警備ニ関スル事項

- (一) 指揮系統ハ現在ノ狀況ニテ差支ナシ
- (二) 細部処理要領、特ニ事故發生及発見時ノ処置ニ関シ更ニ徹底的ニ取決メノ要アリ
- (三) 警備關係員配置ニ関シ更ニ検討ノ要アリ
- (四) 住民ニ對スル指導
 - 從來住民ニ對スル指導ハ一元的ナラサル為民心ヲ動搖セシメタル莫

認ナルニ、ニ村一元化ノ要アリ警備部ニテ更ニ打合スコトニ決定ス

(B) 公共事業ニ関スル件

- (一) 公共勤務者ハ速カニ之ニ復シ空家ナラシメサルヲ要ス
- (二) 鉄道郵便等ニ對シテハ特別ノ警備兵力方法ヲ実施ス
- (三) 野里駅ハ各分廢止シ之ガ代リトシテ省營バスヲ運轉ス
- (四) 米側要求ニ對スル処置
 - (一) 責任者ガ直接積極的ニ當ルコト
 - (二) 通説ト意氣投合スル如クスルコト
 - (三) 勞務通説輸送等ノ連絡ヲ円滑ナラシムルコト
- (五) 勞務關係
 - (一) 確實ナル指揮者ヲ附スルコト
 - (二) 一〇名程度常時保有スル如ク「ベース」ヲ確立スルコト(常時)
 - (三) 通説運轉員等ノ給與差

大藏省ト委員會ト接衝シ委員會ノ囑託スルコトニ決定
由其他

(一) 爾今各部ニテ當日ノ重要事項ヲ委員長ニ報告スルコト

(書式ヲ總務部ニテ一定ス)

(二) 各部委員ヲ一部變更ノ件

(三) 保安隊ノ食糧ノ件

(四) 俘虜ニ對スル処置

俘虜ハ悉ニ解放セラルルヲ以テ委員會及警備關係者
者トシテ積極的ニ処置ヲ要スル必要ヲ認メズ但シ麻屋地区
内ニ侵入逃避シ来ル者ノ情報ハ積極的ニ集メ治安維持
及警備ニ資料トスルコト

一三三〇ヨリ警備部打合ヲ行ヒ民衆ノ指導ハ警察ヲ主体ト
シ軍側ハ警察ヲ方針ニ對シテ應ズルコトニ決定

三 勞務關係

(一) 本日ノ供出勞務者六五〇名 保安隊一部協力ス

(四) 明日ニ對スル米軍ノ要求

(一) 一般勞務者 五五〇名

(二) 保安隊 夜間五〇名 晝間一〇〇名

左ニ關シテ方ヨリ保安隊ハ保安警備ヲ主任務トスルモノナルヲ以テ
一般勞務者不足セル場合ニ當テ自發的ニ一部保安隊ヲシ
テ協力セシムルコトヲ明カニ申入レオケリ

四 車輛

本日ノ車輛整備及使用区分

(一) 飛行場輸送作業 トラック 三九

(二) 食糧運搬 一

(三) 保安隊輸送 一

(四) 委員輸送 トラック 二

(五) 其他連絡用 トラック 二

五其他

- (一) 米側要求ニ依リ水 380 噸 供給人
- (二) 昨今毎日之ノ噸 要水アリ(可能)
- (三) 製材所整備、中ノ籠空市内之製材所中ニ工場ハ九月九日ヨリ他ノ一工場ハ修理ノ上ナリ作業可能見込
- (四) 農林省土尾事務官鹿兒島縣山崎事務官百引村農業會ニ到リ現地事情(蔬菜牛乳)聴取
- (五) 田代村ニ至陸死、米、八百、上ノ死体ハ警務局長ヨリ指示ニ從ヒ茶田ニ附スルコトニ決定本件米側ニ通告セリ

九月九日

下治安

本日迄ニ否江住民約九割高須ハ約五割鹿座ハ約六割帰宅高須ニ於テハ留守中ノ苗科匠宅ニ米庫立アリ(船員

ヲシクモ、ターボルトニテ止陸セシ糧秣)相為、物の被害ヲ與ヘタリ

ニ米側ヨリ、通告

本日左、通告ヨリタリ

- (一) 日本人五八禁止區域内ニ於テ農耕者及ナシ
- (二) 但ニ農耕地以外ニ出テカハト及作業ハ畫断シテス
- (三) 四有線關係整備作業員作業、爲右同様鹿兒島灣内連終船ニ関シテハ中央交渉ニ依リテ度
- (四) 右通告後 N P シリニ大佐ヨリ左、電話アリタリ
- (五) 鹿兒島灣内ニ於ケル船舶航行件、百噸以下ノ差更ナトト自命ハ思ヒト

九月十日

一〇九〇委員長鹿兒島縣廳訪問

二〇九〇〇幣務者賃金ニ関スル打合同條 九月中 暫定案
決定

三 高須製氷所ニ對シテ消毒器置附加(米軍)年々之迄 要求

四 總監府廣國參事官 佐鎮小川參謀 陸軍少將 參謀

九州北部 進駐ニ関スル準備 爲 歸任ス

五 勞力ニ對スル要求 本日ヨリ 保安隊ニ對シテハ 要求セリ

ルヲトナサル

九月十一日

一 一三三〇警備會報

二〇八〇 以後 航空廠倉庫ニ米兵邊入兵器類ヲ搜索

中ト報ニ依リ米憲兵ニ通知現場檢證ノ処所在米兵

四名ヲ発見米本部ニ連行取調ヘテ上通知カレトナリ

三 委員會所要經費大藏省ニテ支辨ノ事トニ軍務局ヨリ

連絡アリ

四 五ノ禁止已成 拡大ニ関スル要求アリ

五 委員會 態度 固シク望大申入アリ

六 鹿兒島灣内百噸未満船舶 航行ハヨシリニ大佐ヨリ

新在海軍部隊ニ通告スニ任事互無又旨返答アリ

七 委員長 廣見島ヨリ 帰着

九月十二日

一〇八〇 委員會用儀米ノ申入ニ對スル對策檢討 市長

ヲ委員長トシテ市直接米軍上 聯絡セラルコトニ打合ス

六 土産 農林省 委員 歸任

三 昨日 米軍 艦ヲ 航空廠ニ米兵邊入 爲 更機 等ヲ 檢査

ミツリ 米軍ヨリ 監視兵 出スコトニコトシテ 大尉ニ

連絡ス

四一五〇〇及森大佐徳示中法給不事務官ヨリシテ大佐ニ面會
 昨日ノ申出ニ對シ應答ス未ク釋免カレ處ナシ水通變氣等
 二周ニ要求アリ一々ニハ久野委員ヨリシテ大佐ニ會シ兵器
 類格納場所、地圖ヲ說明申交ス
 五領西果園參觀計畫系統ス

九月十三日

一民勞務者不足 爲保安隊一。右勞力提供
 二通訳、港行場勤務ニ關シ問題アリ、廣見島港ヨリ急
 運補給ヲ要ス
 三米軍ヨリ左ニ要求アリ
 四兵器輸送ニ關シ件（解決前）
 五小兵器全部（警察以外）俵大ニスト
 六土產物販賣店設置ニ關シ希望

四九川空司令部 發給漏指揮官ヨリ見セシム（長官）
 五保安隊ハ状況變化ナケレバ左ノ予定ニテ減員ノクトス
 定九月二十日九〇〇減 九月二十五日五〇〇減 九月二十八日三〇〇減
 大務委員招テト全部降還ス
 七土產物販賣店經營者ヲ白水交社事務長河合富三郎
 ニ指定ス

九月十四日

一米軍兵隊長リ、小火器彈藥包引渡期限ヲ八月ノ人。
 二指定場所ヲ通告シテ来セリ
 三家具ニ對シニ要求遂日アルトモ要求ニ應ジケレズ
 四一五〇〇器務者賃金ニ關シ打合
 五小火器運搬、爲当方、自動車、三三ノ八期限ニ打合

其本ハサルニ付車輛、船通ヲ要涉セル処明ナク日ハ不可能
ナルモノナリ。十六日ハ應ニ得ル見込ナル回答アリ

六、又野委員連絡ノ爲ニシリン。下ノカカン。等ニ面會ハ爲米
軍本部ニ至リタル交。何モ不能

七、高島ト、交通ニ因テ中央指示ニ依リ直接交渉

九月十五日

- 一 小火器引渡開始
- 二 自動車管理ニシキ要求アリトシテニヨリ米軍側ニ常置スルエトス
- 三 警察本部ニ米側憲兵ヲ常置スル旨連絡アリ
- 四 南見島縣島連絡ニ関シ申込レリタル知リシニ大佐アリ同意出テ未ズ中央ニ交渉ニ移スヘキ旨回答アリ
- 五 同ソトニ大尉アリ明日ハハ。トシテニ台(小火器引渡用)南後増加シ得ル見込ハ旨回答アリ
- 六 一三三〇 警備會報

九月十六日

- 一 一五〇〇ヨリ娯家準備ニ関シ打合
- 二 伊東参事官霧島海軍病院ニ入院

三 外務省ヨリ森事務官一五〇山路公使一七日東京發、旨
 示電アリ

四 小火器彈藥包引渡續行トシテ七台ニテ実施スルニ進
 捗、持カシカラズ現在送約々

五 施設部トシテ夜向米憲兵、護解、為取抑ヘラル

九月十七日

- 一 颶風近接シ豪雨トナリ彈藥運搬作業中止
- 二 昨夜米憲兵ニ抑ヘレタル施設部トシテニ関スル件ト交
 渉、円満解決
- 三 米軍六院中、現量ニ対シ輸血申込アリ保衛隊ニテ処理ス
- 四 颶風最強時ニ五。頃各所ニ相当大ナル被害アリ建築物
 多数倒壊シ電力電信電話全部不通進駐軍ニ
 於テモ飛行場飛行機大部損傷輸送船ニ隻坐礁アリ

五、七三〇支隊委員鈴木委員進駐軍指揮官訪問見事
ヲ述ハ被害復旧ニ関シ極力協力スベキ旨約セリ

九月十八日

一、二〇〇。自動車速度ニ関シ市内ハ一五キロ中外ハ二五キロ以内
トスル如ク米軍ヲ連絡アリ(後キロハ哩ノ誤リナリ)ト判明
二、四〇〇。颱風ニ因リ被害復旧並ニ左記事項ニ関シ打合ス
ノ風害慮急対策

水道電気通信ノ復旧ニ全力ヲ擧ゲテ資材特ニ木材ノ手
配ヲナスニト

二、車輛肉係ノ現状並ニ其ノ改善策

修理隊ニヨリ修理不可能ノ自動車ノ部分品ヲ利用シ
保有台数ニ減テスルモ実動率ノ向上ヲ圖ルニト

三、警備

保安隊ノ減員ニ伴ヒ警察力ヲ急遽強化補充スルニト
其ノ他勞務者ノ募集食糧対策ニ関シ核討ス

九月十九日

一、事務室移轉ヲ實施ス

二、米軍ヨリルン中尉ノ指示ニ依リ自動車修理場
所決定セルモ颱風ニ依リ家屋倒壊ス

三、高嶺製氷會社附近ノ石垣崩壊セルニ付之ガ除去方
米割ヲ要求アリ市土木課之ヲ行フ旨通知シ小

藪技而現場ハ急行復旧ニ努ム

四、米軍ヨリストリートパテ硝子切等ノ要求アリ滿意爲
録ニテ午配ス

九月二十日

一、出動隊ノ交替颱風ノ影響等ヲ為勞務者ノ出勤率

- 要々要求人員ヨリニ。名不足ス
- 二 本日附ニテ通譯運轉員ノ報酬特別額ヲ支給以
後規定額ヨリ支給ノ事ニ決定ス
- 三四。委員會宿舍經營ニ関シ左記事項ヲ折合決定ス
- (1) 現在ノ水交社下各七官食堂外水仙園及勞務者
用烹炊所ヲ増置スルニト
- (2) 食事其他ヲ河合富三郎ニ請負ハセシムト
- (3) 建物及烹炊用具ノ現在ノ物ヲ讓与受テ使用スルニト
- (4) 食費ハ有償トスルニト
- (5) 烹炊用トシテトヨク一台常置スルニト
- 四 庶屋勤員署長交代ス
- 旧渡辺事務官 新田中事務官
- 五 本日より米兵外出ヲ開始ス

九月二十一日

一 駐行場自動車修繕工場ニ三州自動車工場
職工長以下八名工具部岳峯ヲ取揃ヘ携行移轉
ノコトニ決定ス

二 密屋市役所ニテ保管中ノ施設部糧食ヲ委員
會ニ接受ス

九月二十二日

一 〇二〇〇頃水交社附近ニ於テ密屋島第一班辻志彦
ノ不注意ニ依リ機関部ニ故障ヲ生ジ弁火自動車
一輛焼火ス

二 自動車修理技工十四名密屋島ヨリ到着委員
會車庫ニテ修理開始ス

三 一四〇〇委員會宿舎経営ニ関シ在記事項ヲ打合

決定ス

(1) 現在ノ水交社下谷士官食堂ノ外水仙閣及勞務
者用烹炊所ヲ増置スルコト

(2) 食事其ノ他ヲ何合當三郎ニ請合ハセルコト

(3) 建物及烹炊用具ハ現在ノ物ヲ譲リ受ケ使
用スルコト

(4) 食料ハ有償トスルコト

(5) 烹炊用トシテトラック一台常置スルコト
四 密屋島勤員署長交代ス

旧渡辺事務官 新田中事務官

五 本日ヨリ米兵外出ヲ開始ス

九月二十三日

一 委員會用主要食糧確保ノタメ原主計少尉出

水航空基地ニ出張米二千俵乾パン二千函入手ノ
交渉ヲナス

二米軍ヨリノ要求ニ基テ航空隊内及航空廠ノ
建物環境施設配管ニ関シ熟知セル者ノ派遣ヲ
ヲ佐世保施設部長、佐世保軍需部長宛ニ依頼
セリ

三米軍毎週ビル八千本供給可能ナリヤノ問合せニ
対シ二十八日頃迄ニ三浦軍務官調査ノ上回答スル
コトニセリ

四九州總督府ヨリ自轉車ニ〇台委員會用トシテ
到着セリ

五高須橋着工方催促アリ
本日着工済

六明二十四日ノ米軍労務者要求數人夫九〇〇大工

六〇硝子工一五

本日ノ實勤數

人夫七四九 大工二一〇 硝子工三

九月二十四日

一米軍ヨリ十九日要求アリタル硝子止ノ二貫五〇〇及
市施設課ヨリ送付アリタリ

二鹿児島氣象台長高田技師外二一名到着飛行場
内ニテ勤務ス

三米軍ノ明日ノ労務者要求

人夫八〇〇 大工六〇〇 硝子工一五人

本日ノ實勤數

人夫九一八人 大工二九人 硝子工三人

四「オスボン」太尉ニ「ピール」三三五箱供給ス

九月二十五日

一進駐軍高須港棧橋工事用木材搬出本日迄

ニ累計訂一〇一〇本供給ス

二本日〇六〇〇労務者ヲ滿載セル「ト」ラック「一」白野

里高橋縣道ヨリ約三米下ハ川ニ轉落左ノ死傷者

ヲ出セリ

死者三名

重傷者一六名

軽傷者四四名

負傷者ハ保安隊病室ニ收容セリ

三米軍外出兵中娼家ニテ「比律賓貨」ヲ使用セ

ル旨通知アリ 軍票郵貨以外ハ絶対ニ受領セ

ザルコト 強要セラレ受領ノ際ハ速カニ興業録

行ニ連絡スルコトヲ組合長ニ通告セリ

九月二十六日

一高須棧橋先端部木枠据付完了

二一七〇〇ヨリ一般委員會ヲ開催ス

三市長ヨリ鹿屋古江間鉄道ノ至急開通方要望ア

リ

四昨日ノ事故ニ依リ死亡セル労務者ニ対スル弔慰金

ニ因スル件

五景ニ自動車速カハ市内一五キロ市外ニ五キロト定

メラレタルモ之ハ哩ノ誤リナルコトヲ米軍ヨリ訂

正アリ

六米軍ニ物資ヲ供給セバ申ズ領収証ヲトルコト

七米軍ニ用品供給責任者ヲ小野事務官ニ指定

ス

(ハ) 其ノ他通譯ニ対スル待遇等ニ関シ希望アリ

三、米軍ノ明日ノ労務者要求数

人夫七四〇名 大工六〇名 硝子工一五名

本日ノ出勤数

人夫九〇九名 大工五五名 硝子工三名

硝子工ノ要求数ニ満足ザルヲ以テ速カニ勤員手

配中

四、在屋白領地区以外ニハ米軍憲兵ノ外出ハセザル旨米

軍ヨリ通知アリ

五、委員分擔分擔

鹿屋海軍連絡委員會分擔表

分主担務	主務委員	委員	分擔事項
全般	久野 大佐(五)	小川 中佐(佐) 田中(正)少佐(五) 山崎 少佐(佐) 三邊 少佐(五)	一 總務的事項 二 庶務 三 接待、慰問、案内 四 其他
通信	池田 中佐(五)	田中(友)少佐(九) 松村 大尉(九)	一 通信(有線無線)實施 二 通信施設修理整備
輸送	津田 中佐(九)	二十一輸隊長(佐) 宮武 大尉(需) 佐伯 大尉(五)	一 陸上輸送、航空輸送實施 二 輸送統制 三 車輛獲得車輛整備修理管理 四 輸送機整備管理
設營	山田 技大佐(施)	久保 中佐(九) 土屋 技中佐(施) 笠松 技少佐(施) 淺島 技少佐(工)	一 飛行場、宿舍、揚場、塔場等其他全般 二 互用施設工事 三 土木建築、電氣、水道等
給養	角本 主少佐(九)	丹羽 主少佐(需) 石丸 主大尉(五)	一 會計 二 給養、衣糧
氣象	坂東 中佐(五)	一 氣象觀測	一 氣象觀測
警備	平井 中佐(佐)	郡山 少佐(五) 福田 少佐(佐)	一 鹿屋地正治安維持、航空基地警備 二 保安隊編制、配備 三 憲兵隊警察、連絡
海上	高橋 大佐(五特)	佐防機雷長(佐) 豊島 少佐(五特) 杉山 少佐(佐)	一 水路啓開 二 水路嚮導 三 航路標識 四 海上清掃 五 海上警備 六 其他海上全般
揚場	阿部 大佐(佐)	土屋 技中佐(施) 豊島 少佐(五特) 杉山 少佐(佐)	一 揚場整備 二 揚場警備 三 揚場關聯陸上交通
飛行	津田 中佐(九)	田中 少佐(五)	一 飛行場飛行機整備 二 飛行機整備 三 飛行機整備
衛生	植田 醫中佐(九)	一 治療 二 衛生施設	一 治療 二 衛生施設
器材	藤井 中佐(空廠)	重注 中佐(空廠) 村田 大尉(九)	一 飛行機兵器 二 航空材料 三 陸戰防空

備考 一、各委員は必要ナル等身附テ定メ補佐セシムルモノトス
 二、第二十一輸送隊長兼鹿屋セバ輸送幹事ハ津田中佐ト交代スルモノトス
 三、情況ニ依リ一節變更スルコトアルベシ

鹿屋連絡委員会事務分擔表

委員長 草鹿海軍中將
副委員長 友森陸軍大佐

(三〇八三現在)

区分	主務委員	委員	分擔事項
總務部	久野大佐	海 三代大佐 井沢中佐 小川中佐 田中正少佐 山下少佐 陸 飯野中佐 德永中佐 安倍中佐 外 鈴木事務官 内 鈴木事務官 沼田副事務官	一 總務 二 報道
折衝部	伊藤參事官	陸 鈴木事務官 外 飯野中佐 德永中佐 安倍中佐 海 三代大佐 井沢中佐 小川中佐 藏 田中正少佐 大田少佐 内 古海監督官 沼田副事務官 羽根書記官	一 折衝 二 情報提供 三 通設三関スル事項
警備部	德永中佐	陸 江夏少佐 市來少佐 海 小川中佐 郡山中佐 内 沼田副事務官 松元警視 小川中佐 杉山少佐	一 陸上警備 二 保安
海上部	高橋大佐	海 永津副事務官 松元警視 運 海運局委員	一 海上警備 二 水路清掃 三 航路標識整備 四 揚格 五 海上輸送
飛行協力部	津田中佐	陸 田中正少佐 海 六航軍參謀	一 飛行場整備 二 飛行協力 三 飛行機整備 四 氣象 五 航空輸送
通信部	本多書記官	運 前次航空官 陸 櫻 大尉 海 田中(友)少佐	一 通信(有線、無線) 二 通信施設整備
輸送部	根來少佐	陸 根來少佐 島村少佐 海 二輸送隊長 運 豊倉鐵道官 内 中尾副事務官	一 輸送(陸上) 二 車輛及輸送機獲得整備
施設宿營給養部	久野大佐	陸 山口主大佐(南本主少佐) 田中正少佐 海 塚本主大尉 農 土屋事務官 内 中尾副事務官 平事務官 小野事務官	一 宿營 二 衣糧
衛生部	松尾匡大佐	内 宮沢衛生課長	一 醫務衛生
經理部	山口主大佐 (南本主少佐)	藏 古海監督官 陸 塚本主大尉 外 鈴木事務官 内 鈴木事務官 中尾參事官 沼田副事務官 鈴木事務官	一 會計經理 二 通貨處理
接待部	廣岡參事官	海 塚本主大尉 陸 大田少佐 内 三邊主少佐	一 接待 二 慰安 三 案内

(註)括弧内ハ當分ノ間代行スベキモノヲ示ス

(終)

鹿屋連絡委員業務分擔表 (三、九、三)

委員長 草鹿中將 (海)
 副委員長 伊藤參事官 (外)

區分	分擔事項	主務委員	副主務委員	本員
經濟部	輸送	陸加來中佐	河內警視	佐伯少佐 江畑警部
經濟部	食糧	陸加來中佐	小野事務官 長井事務官	南本主少佐
經濟部	工業	陸加來中佐	早田主課長	肥田木枝子
經濟部	勞務	陸加來中佐	栗川勤員課長	平事務官 渡邊事務官
衛生部	衛生	陸加來中佐	宮川衛生課長 永井醫少佐	宮川衛生課長 永井醫少佐
交通部	通待	陸加來中佐	外務總務官 鈴木事務官	鈴木事務官 浦山事務官
交通部	通信	陸加來中佐	久野大佐	田中(友)少佐(通信) 堀木事務官(通信)
情報部	情報	陸加來中佐	松下内政部長	三浦事務官 浦崎警部補
庶務人事	庶務人事	陸加來中佐	伊藤參事官	伊地知事務官 三見燭託 三邊主少佐
企画	企画	陸加來中佐	三浦事務官	三浦事務官 德永中佐 永田市長

備考 括弧内主任者現地に有連職務ヲ代行ス(キミノシホ)

三 主要文書寫

中將 草鹿 龍之介

督官ハ各委員ヲ指揮シ鹿屋ニ位置シ八月二十七日ヨリ業務ヲ開始シ
軍ニ對シ主トシテ撤退地域ニ於ケル諸情報ヲ提供シテ進駐準備ヲ容易ナ
ラシムルト共ニ其ノ要求スヘキ進駐ニ關スル基地整備宿營及給養等ノ諸
制斡旋及之ニ附隨スル案内及接待的事務ヲ擔任スヘシ
尙警備治安維持ニ關係アル事項ニ關シテ、現地警備擔任指揮官ノ指揮ヲ
受ケルモノトス

昭和二十年八月二十四日

内閣總理大臣 松 彦 王

連委達第三號

昭和二十年八月三十一日

鹿屋連絡委員長

鹿屋地區内ニ在ル一切ノ軍人及連絡委員、同附、通譯、運轉員等ハ左
ニ白色識別章ヲ附シ職掌ニ應ジ左ノ文字ヲ記入スヘシ

- 一 連絡委員 (附) 「連絡委員 (附)」
- 二 憲兵 「憲兵」 M.P.
- 三 保安隊 「保安隊」 N.P.
- 四 通譯 「通譯」 I.N.T.R.
- 五 運轉員 「運轉員」 D.T.W.E.R.N.
- 六 右以外ノ軍人 「文字ヲ記入セズ」 CHIEF CLERK
- 七 新聞記者 「某新聞」

附 令

(一) 腕章ハ連絡委員 (附) 通譯運轉員ノモノハ總務部ニ於テ其他ハ各自
隊ニ於テ準備スヘシ

(二) 右ハ準備出來次第着用スルモノトシ九月二日午前中ニ完整スヘシ
(終)

連委達第五號

昭和二十年九月二日

鹿屋連絡委員長

情報提備並ニ質問ニ關スル分擔ヲ左ノ通定ム

友森副委員長

- 一 鹿屋地區概況
 - (1) 鹿屋地區航空基地概況
 - (2) 飛行場及宿舍施設
 - (3) 警備保安
 - (4) 鹿兒島灣航路及上陸點
- 二 當方ヨリ説明スベキモノ
 - (1) 九州方面陸軍航空兵力並ニ航空基地
 - (2) 同 海軍航空兵力並ニ航空基地
 - (3) 同 陸軍兵力(航空ヲ除ク)
 - (4) 同 海軍兵力(航空ヲ除ク)
- 三 先方ノ要求ニ應ジ説明スベキモノ
 - (1) 鹿屋地區飛行機、搭載兵器、燃料

- (1) 鹿屋地區防空施設
- (2) 有明灣防備狀況
- (3) 海軍
- (4) 通信
- (5) 氣象
- (6) 衛生
- (7) 食料事情
- (8) 俘虜及抑留者ノ現狀
- (9) 鹿屋市概況及附近交通路
- (10) 上陸點ノ狀況
- (11) 航空廠ノ狀況

郡山 中佐
 高橋 中佐
 根來 少佐
 本多 少佐
 田中 少佐
 坂東 中佐
 松尾 大佐
 土屋 少佐
 角本 少佐
 主任者 江夏 中佐
 鹿屋市 市長
 阿部 大佐
 鈴木 少將
 友森副委員長

總務部報告

才一市表

鹿屋聯絡委員會報告

(鹿屋海軍聯絡委員會 合志)

一 進駐準備事項

鹿屋地区ニ對スル聯合軍進駐準備ハ左記理由ニ依リ進捗意

ノ如クテラサリシモ概テ進駐前日迄ニ概成シ要求ニ應ズル

ヲ得ナリ

(1) 鹿屋地区ハ猛烈ナル報爆ト施設ノ地下移動ニ依リ地上施設

ハ荒廢シ之カ復旧ハ容易ナラズ北至南アリシコト

(2) 鹿屋地区ハ從來莫通信交通不如意ナリシニ加ヘ戰災及被害

ニ依リ南九州地区一般ニ通信交通トモ麻痺ノ狀況ニナリ人員

運轉ノ集中種々困難ナリノ狀況ナリシコト

(3) 交通不如意 爲委員等不感慮シタルコト

委員會編成委員長進出 八月二十七日

進信院 運輸委員 八月二十八日 集合

海軍中央委員 八月二十九日

陸軍委員 八月三十日

中央各省委員 八月三十一日

内務關係委員 九月一日

(一) 内務關係委員ハ地方側ヨリ選出ノコトトテリ居タレ之中央
指示遂ニ進駐時達到達セザリキ

(2) 航空基地部隊休暇員ヨリ急遽帰隊セシムル如ク措置セルモ
通信交通不如意其ノ他ノ理由ニ依リ急遽ニ集合スルニ

作業ノ中核トナルヘキ兵力不充分ナリシコト

(3) 當基地附近海軍部隊休暇離隊時因乱起リ之カ爲ニ隊内

外ニ掠奪狀況一時出現シ物資一時ニ散乱セル爲之カ收拾極

ク困難ナル狀況ニナリシコト

(ハ) 狀況ノ急変ハ民心ニ影響者スル處大ニシテ聯合軍ニ進駐準備ヲ急速實施ノ要ナル狀況ヲ了解シ得サリニ事

二 治安ニ関スル事項

進駐ニ對スル流言ニ依リ當地區ハ一時困託狀況トナレルモ急速ニ平靜良好トナリ憂慮スヘキ事象ヲ認め又住民モ殆ト全員生業ニ復帰セリ。当地區ニシテ憲兵隊ハ二十日解員保安隊モ今日末ヲ以テ解員前後約三百警察隊ノミヲ以テ治安ニ衝ニ當ル事トナレモ不安ニシテ遊離軍亦紛争防止ニ努メテリ。今後狀況急変無キ限リ紛争ノ惹起ヲ見ルカ如キ事ナカレハ但シ一般民カ陳ヲ見テ官品ヲ積領セントスル微候ハ顯著ニシテ軍需品ノ引渡シニモ關聯警戒ヲ嚴ニスル要アリ。ニ一般ニ道義民心ヲ速ニ恢復スルカ指道ヲ要アリ

三 折衝ニ関スル事項

- (一) 一般ニ同滑ニ實施ビレテ將ニ問題ヲ惹起セリト認めラルルハ九月丁一日進駐軍指揮官ニシテ委員長先當方ノ實狀誤解ニ具シテ強硬ニ申入レヤリタル事項ニシテ左記ハ特ニ留意ノ要アリ
- (二) 鹿屋地區内ニ軍政施行内政干渉ノ企圖ヲ有セト稱シアルモ軍政部門ノ保有ニアル莫ク見テ狀況ニヨリ轉換ノ懼ナシトセズ。當方トシテハ極力軍政部門ヲ聯絡シテ同遊ノ要アリト認め
- (三) 兵器自動車器械器具類ノ各地ニ分散シアルヲ進駐軍ニ引渡シ廻遊ノ意隱匿セリト誤解シアルコト
- (四) 当地方ノ被爆其ノ他ニ依ル被害ト施設、地下移動ニ依ル地上施設ノ荒廢並ニ交通不如意ニ依ル補給困難ニ關スル認識未ク充分ナラス從テ當方積極的運動ヲ誤解シアルコト

當方解員復員二伴、武力以月影ヲ失セシ後ニ於テ遠征軍
 態度ニ關シテハ將ニ注意ヲ要スルモ、不慮ニ
 一般ニ連絡ヲ斷リシ當方、誠意ヲ示シテ免ラシメ解セシムル事カ
 第一ニ成ナリ

四 進駐軍ノ態度ニ関スル事項

- (イ) 實務本位能率的ニシテ煩瑣型式的好マズ
- (ロ) 指揮官並ニ各主務者、陣頭指揮顯著克ク實狀ヲ把握シアリ 曖昧ナル事項、存在ヲ許サス
- (ハ) 科學的技術的ノ水準高シ
- (ニ) 民心收攬ヲ目途トシ軍官ヲ相手ニセス民ヲ相手ニスルノ傾向強シ
- (ホ) 米本國ノ輿論ニ鋭敏ニシテ當初民需ヲ出来得ル丈考慮スルト共ニ民ノ復興ニ対シテモ協力ヲ惜マザル意向ヲ示シタルモ米輿論ガ日本ハ未タ敗戦ノ意識ナク交撓モ対等のナルハ許サレズトノ論徴出ヅルヤ日本人ハ敗戦ニ

依リ苦痛ヲ受クベキハ當然ナリトノ意向ヲ示セリ

- (ハ) 俘虜問題ニハ一般ニ鋭敏又解放俘虜ノ意動ニ依リ影響セラル、處アリ注意、要アリ
- (ロ) 軍紀ハ一般ニ教養ナルモ指揮官及至幹部ノ部下末端ニ至ル迄、把握ハ充分ナラス 通達セリト称スル事項モ末端ガ守リ居ラザル事例相當アリ 不法行為、場合ハ現實ノ證據ヲ確實ニシ即時即刻交撓セバ概ネ解決シ得
- (ハ) 一般ニ率直坦白出来ル事ハ出来ル出来ナイ事ハ出来ナイトハツキリ言ツテモ不愉快ニ感ズル處無シ
- (イ) 衛生的事項ニ対スル関心大ナリ

(乙) 將校下士官兵ノ區別ヲ明確ニシ同一視サレ、ヲ好
マス

(丙) 機械並ニ勞力ノ利用巧ニシテ古江蘆屋(郷)ノ泉間
ノ給油管ノ如キハ寸名以下數日ニテ概成セリ

(丁) 日本製小型拳銃ヲ個人用トシテ要望スルモノ多
ク要引渡兵器取扱ニ留意要アリ

(ウ) 一般ニ土産品トシテ日本物品ヲ要望スルモノ多
シ下級者ニハ採奪ニ類スルモノアリ注意ノ要アリ

(カ) 女ニ對スル要求ハ公式ニハ要望ヲ示スコトヲ避ケア
ルモ個人的ニハ率直ニ表明ス適當ニ處理ノ要アリ

五 進駐軍ノ要求ハ現状ニ於テハ主トシテ勞力輸送

力及物資ノ供給ニシテ特及市ノ努力力ニ依リ各節
概ネ順調ニ進捗シテアルモ當方面ニ於テ供
給可能ノ勞力及物資ハ民需トノ關係モアリ
或程度ノ根柢ヲ劃スルノ要アリト認ム今後機會
ヲ見テ交渉ヲ相互完全ナル了解ノ下ニ協力ノ要
アリト認ム

六 委員會ノ將來ニ関スル事項

委員會ハ速ニ官制的恒久機關ニ移行スル必要
アリ關係者甲身分其他ニ関シ不安ヲ抱ク者
少カラズ而シテ恒久機關トシテハ現地實行
機關ニ基礎ヲ置キタル間素強力ナルモノタラシ
ムルヲ要ス

附録其ノ乃至其ノ五添附

(終)

二 主要接衛事項

鹿屋飛行派遣隊司令部

鹿屋飛行派遣先遣隊時間表

一 午前十時二十日 鹿屋飛行場到着

二 午前十時十分 日本政府と先遣隊武官との間に協議を行ふ

此の時日本政府は信託状の提出を成し鹿屋地方施設に同じ前遣隊武官の訪問に同意する

三 午前十一時前遣隊武官は日本政府より地方官より飛行場及港附近の調査を行ふ

四 午前十一時飛行派遣隊司令長官は日本政府最高官吏と必要條件の提出を成す

五 派遣隊司令長官地域の調査を行ふ

五 午後四時派遣隊司令長官より提出する(必要條件)

六 日本政府の回答

七 午後四時半前遣隊司令長官(調査隊員の調査報告)

八 午後五時十五分飛行場司令部派遣隊司令長官並に

派遣隊工兵將校鹿屋より帰還す

九 午後六時十分飛行場司令部長官(調査報告並に

意見具申)